



(Defense Security Gateway)

---

- ・防衛セキュリティゲートウェイサービスへの加入
- ・防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用

## 簡易フローチャート

---

(ver.1.0)

令和6年3月  
防衛装備庁長官官房総務官付  
情報システム管理室

# 本資料の位置付け

- 本資料は、防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用するために必要な加入プロセス、利用プロセスを簡易的なフローチャートとしてお示しし、大まかな手続きの流れとして把握できるように取りまとめたものです。
- フローチャート中に、当該手順・手続の根拠となる「防衛セキュリティゲートウェイサービス加入要領（加入企業向け）※要約版」及び「防衛セキュリティゲートウェイサービス利用要領（加入企業の利用者向け）※要約版」の参照ページを記載していますので、必ず原典を当たって細部を確認いただけるようお願いいたします。
- 本資料に対するご意見、お問い合わせは、以下の連絡先にお願いいたします。



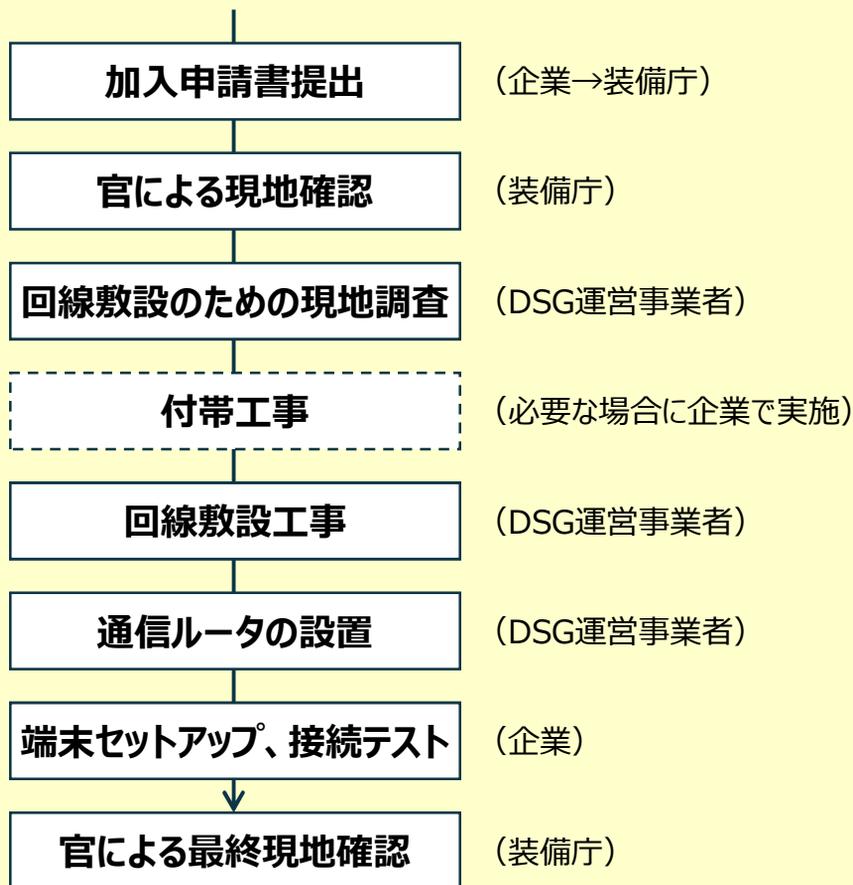
[dsg-atla@atla.mod.go.jp](mailto:dsg-atla@atla.mod.go.jp)

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室

03-3268-3111 内線32505, 32503

# 全体フローチャート

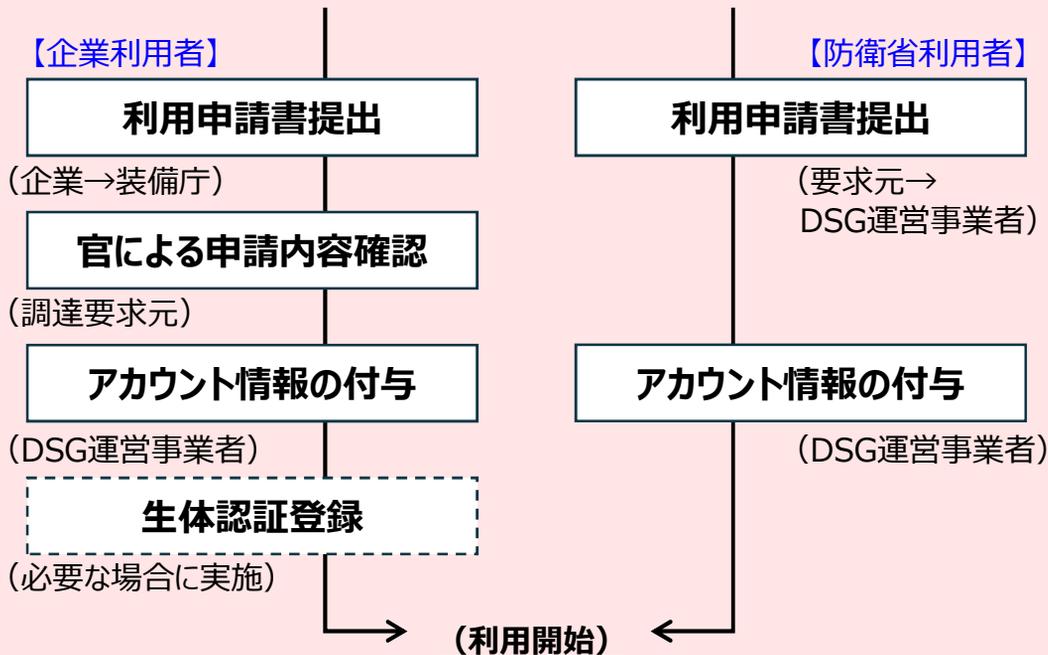
## (DSGの利用可能性について社内検討)



加入  
(企業のみ)

所要期間  
約3~4か月

## (情報セキュリティ特約条項付契約の締結)



利用  
(企業利用者、  
職員利用者  
両方)

所要期間  
約1~2週間

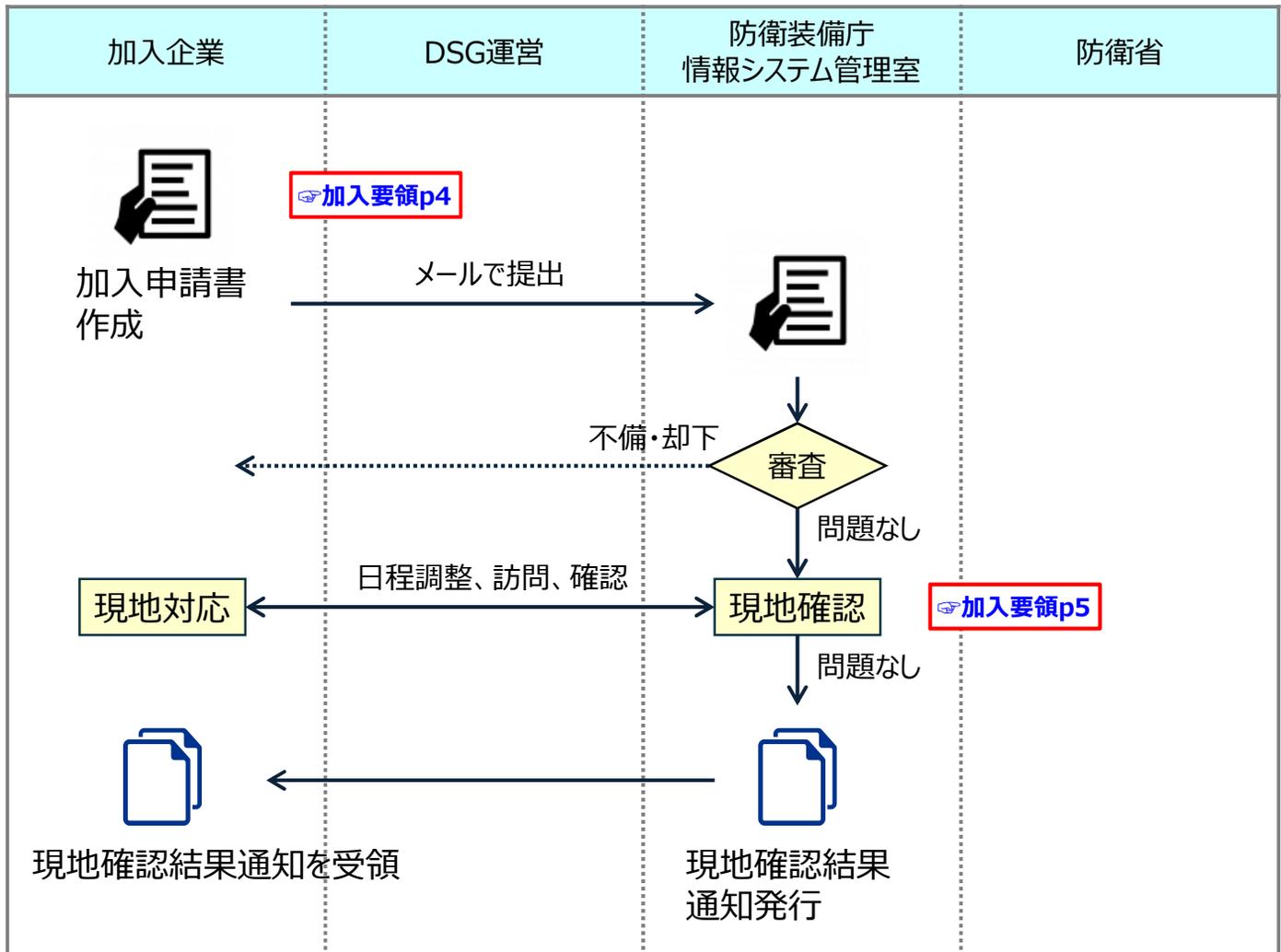
# 「加入」フローチャート\_①

◎ 「加入」のための要件（4点全てを満たす必要があります。）

1	【実績等の要件】 防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用が可能な契約に従事することが見込まれること。
2	【設備の要件】 防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用区画（以下「拠点」）として、防衛産業サイバーセキュリティ基準第8に準拠した取扱施設等を整備していること。
3	【機器の要件】 (1) 防衛装備庁が指定する仕様を満たす所要の機器を用意し、拠点内に設置できること。 (2) 用意する機器がサプライチェーン・リスク対策上、問題ないよう配慮しなければならないこと。
4	【拠点の要件】 拠点は、日本国内に所在すること。

👉 加入要領p3

◎ 「加入」フローチャート



(次頁に続く)



# 「利用」フローチャート\_①

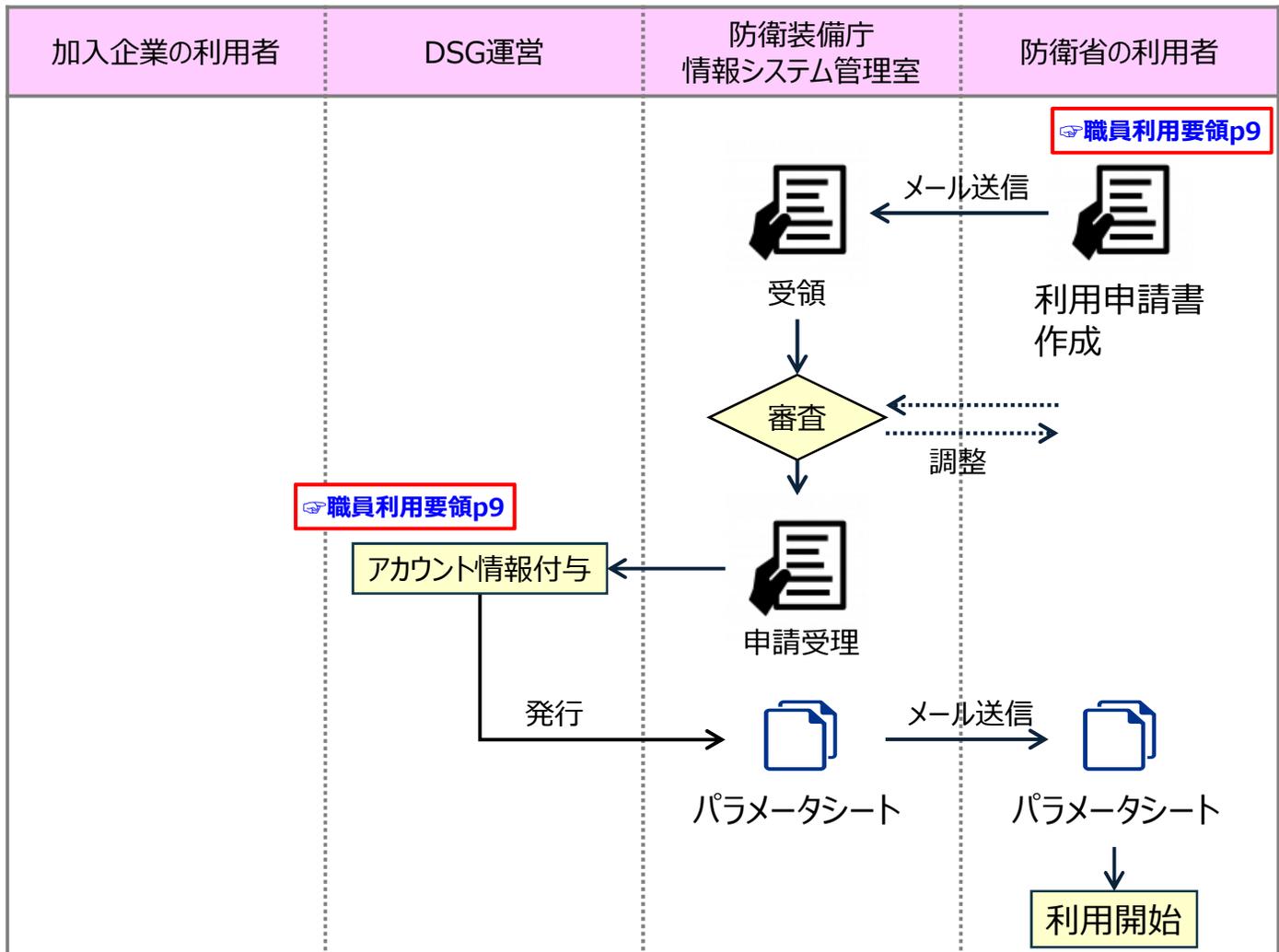
◎ 「利用」のための要件（企業・職員とも、それぞれ3点全てを満たす必要があります。）

1-1 <b>企業の利用者のみ</b>	防衛セキュリティゲートウェイサービスへの加入が完了していること。 （「加入完了通知」を受領していること。）
1-2 <b>職員の利用者のみ</b>	防衛情報通信基盤（D I I）に接続したオープン系加入システムの電子計算機端末を利用できること。
2 <b>企業・職員共通</b>	中央調達か地方調達かに関わらず、「保護すべき情報」を取り扱う契約の締結に伴い、当該契約の履行に従事することが決定していること。
3 <b>企業・職員共通</b>	企業の利用者及び防衛省職員である利用者の双方が防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用することについて合意していること。

☞職員利用要領p8

☞企業利用要領p7

◎ 「利用」フローチャート（**職員の利用者向け**）



# 「利用」フローチャート\_②

◎ 「利用」フローチャート（**企業の利用者向け**）

